

この度は、お住まいになる場所として大田区をお選びいただき、ありがとうございます。 本日のお届けにより、お客様の住民票を記載しました。住民票とは、お客様が日本に住 所を定めていることを証明する公的な証明書となります。

なお、日本では引越しの時には「転出届」及び「転入届」、または「転居届」をしなければなりませんので、ご注意ください。

1. 日本国内で引越しされる場合のお手続き

A. 転出届

大田区から他の市区町村に引越しする時に、あらかじめ届出しなければならないもので、引越しの日のおおよそ14日前から届出することができます。

B. 転入届

他の市区町村から大田区に引越しする場合は大田区、大田区から他の市区町村に引越しする場合はその市区町村へ届出するもので、引越してから 14 日以内に届出しなければなりません。引越し前に届出することはできません。

また「転入届」は、「転出届」をしていない場合は届出できません。必ず「転出届」、「転入届」の順番で届出してください。

C. 転居届

大田区内で引越しをしたときに届出するもので、引越してから14日以内に届出しなければなりません。引越し前に届出することはできません。

D. 届出が遅れた場合

いずれの届出も引越してから14日を過ぎた場合でも届出はできますが、転入届及び 転居届が遅れた場合は、あわせて「届出期間経過通知書」を提出しなければなりませ ん。この場合、後日簡易裁判所から5万円以下の過料(行政罰)を科される可能性が あります。住所が決まったら、速やかにお住まいの市区町村に届出をしてください。

2. 出国される場合のお手続き

A. 再入国許可を取得して長期間出国、または日本での生活を終えて帰国する場合 出国または帰国前に「国外転出届」を届出しなければなりません。「国外転出届」を しないまま出国または帰国した場合は、郵便で「国外転出届」をすることができます。 なお、「国外転出届」を忘れたまま日本に再入国した場合は、届出していなかった「国 外転出届」を受付できないことがありますので、ご注意ください。

B. 旅行等により、再入国許可を取得して短期間出国する場合

生活の本拠が日本にある場合は、「国外転出届」をする必要はありません。 「国外転出届」をしない場合、日本の住民票が変更されることはありません。

> 大田区役所 戸籍住民課外国人住民担当 Tu. 03-5744-1187